令和３年６月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
公衆衛生担当理事　今井　一登

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施についての一部改正について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。
こちらは鎌倉市医師会HPへもアップロードしていますのでご確認ください。

【こちらの件の問い合わせ先】鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当　広崎　繁雄
TEL：0467-22-1245　Mobile：090-8476-1245　Mail to：kcma.yoboseshu@kcma.jp

---

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」
の一部改正について

今般、厚生労働省より、令和３年２月19日付（健Ⅱ505F）をもって貴会宛てにお送りした「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の改正について、厚生労働大臣より各都道府県知事を通じて各市区町村長に通知した旨、本会宛て周知協力方依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

本改正により、予防接種法上における「コミナティ筋注」の対象者の年齢について、16歳以上から12歳以上とされました。

（別紙）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
（令和３年２月１６日厚生労働省発健０２１６第１号　厚生労働大臣通知）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月16日 一部改正　厚生労働省発健０５２１第２号 令和３年５月21日 一部改正　厚生労働省発健０５３１第３号 令和３年５月31日	厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月16日 一部改正　厚生労働省発健０５２１第２号 令和３年５月21日
市町村長 各　殿 特別区長	市町村長 各　殿 特別区長
厚生労働大臣 （公印省略）	厚生労働大臣 （公印省略）
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。	予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。
記	記
１　対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する12歳以上の者	１　対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する16歳以上の者
２　期間 令和３年２月17日から令和４年２月28日まで	２　期間 令和３年２月17日から令和４年２月28日まで

（改正後）	（現行）
３　使用するワクチン （１）コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年２月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） （２）コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。） ただし、（２）については、上記１のうち12歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。	３　使用するワクチン （１）コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年２月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） （２）コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。） ただし、（２）については、上記１のうち16歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。